

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市障害者団体活動費補助事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う障害者団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	(1) 佐渡市身体障がい者福祉協議会 (2) 佐渡市手をつなぐ育成会 (3) 佐渡地域精神障害者家族会連合会に属する障害者団体 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める障害者団体
補助対象経費	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助金
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	(上限)補助対象経費の3分の2以内 身障協…857,000円 育成会…328,000円 相川岩百合会…115,000円 国仲いつわ会…100,000円 南部みつわ会…115,000円 両津ひなどり会…52,000円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の2/3以内
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 障害者団体の財政基盤が脆弱なため、団体を維持するために補助率を2/3としている。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	各団体の研修会開催総数15回 ○目標に対する費用対効果（計算式） 各障害者団体が開催する研修会に参加することで障害者の自立および社会参加の促進を図る。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 会報等で公表
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113